

平成29年度山口県障害者パソコンボランティア養成・派遣事業実施要領

1 目的

この要領は、地域における在宅障害者のパソコン使用に際し、パソコン本体や周辺機器等の使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成し、個々の障害者の要望に応じてパソコンボランティアの派遣に関する必要な事項を定めるものとする。

2 パソコンボランティアの養成・登録

- (1) パソコンに習熟し障害者等への支援に熱意を有するものでパソコンボランティアとして登録を希望する者を対象とした、養成研修会を年2回程度開催する。
- (2) 養成研修会を修了した者で、パソコンボランティアとして登録を承諾する者は、「承諾書」(別紙様式1)を山口県障害者社会参加推進センター(以下「推進センター」という。)へ提出する。
- (3) 承諾書を提出された者は、山口県パソコンボランティアとして登録し、「ボランティア証明証」を交付する。
- (4) 活動ができなくなったパソコンボランティアは、「山口県パソコンボランティア証明証返還届」(別紙様式5)の提出及び証明証を返還させ登録を抹消する。

3 パソコンボランティアの派遣

- (1) 在宅障害者で、パソコンボランティアの派遣を希望する者(以下「利用者」という。)は、「パソコンボランティア派遣申請書」(別紙様式2)を推進センターへ提出する。
- (2) 推進センターは、申請書を受理したときは、内容を審査し適当と認めるときは、登録されたパソコンボランティアへ連絡調整し、その結果を「パソコンボランティア派遣決定通知書」(別紙様式3)により、利用者へ通知する。但し、予算状況に応じ派遣を終了する場合がある。
- (3) パソコンボランティアは、利用者へ連絡を取り、派遣日時・場所等を調整し、その内容を推進センターへ報告する。
- (4) パソコンボランティアの派遣は7月から2月までとし、3日間以内で1日3時間以内とする。但し、利用者とパソコンボランティアの調整により推進センターの承諾を得て期間を延長することが出来る。
- (5) パソコンボランティアは、障害者等の人格を尊重して活動するとともに、活動上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- (6) パソコンボランティアは、派遣事業終了後2週間以内に「パソコンボランティア派遣実績報告書」(別紙様式4)を推進センターに提出する。
- (7) パソコンボランティア派遣に関する費用(日当・交通費のみ)は、推進センターは実績報告書の内容に基づきパソコンボランティアに支払う。
- (8) 派遣費用(交通費等)については、別表のとおりとする。
- (9) 派遣は、予算の範囲内で行う。

【別表】

交通費		派遣雑費
自家用車の場合	公共交通機関の場合	
30円/km	実費	1,000円/1派遣